

日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト申請支援業務

プロポーザル実施要領

令和 6 年8月

社会福祉法人旭川荘

ひらた旭川荘

この「プロポーザル実施要領」は、社会福祉法人旭川荘（以下「当法人」という。）が応募する「日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト」への応募申請への支援業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）が熟知し、遵守しなければならない一般事項を定める。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト申請支援業務」一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 募集する企画提案の内容

下記に示す「4 企画提案書等について」のとおり

(4) 委託料の金額

4,000,000 円（税込）以内とする

2 プロポーザル参加者の資格要件等

プロポーザルへの参加者は、下記に記載する参加資格の要件を全て満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加資格要件を満たす者であること。

また、共同提案する場合は代表者を定めた上でプロポーザルに参加するものとし、当法人との契約の当事者は当該代表者とする。

記

（参加資格の要件）

- (1) 建築士法（昭25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けた一級建築士事務所であること。
- (2) 建築士法（昭25年法律第202号）第26条第2項による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- (3) 法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税、地方消費税、都道府県民税、市区町村税を滞納していないこと。
- (4) 建築士法第2条に規定する一級建築士を、管理技術者として設計業務に配置することができること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 プロポーザル参加手続き等に関する事項

(1) 当法人の担当課

〒700-0952 岡山市北区平田 407

社会福祉法人旭川荘ひらた支部事務局 庶務課

TEL : 086-805-3812 FAX : 086-805-3813

E-mail : hirata-sibu@asahigawasou .or.jp

(2) 関係書類の交付

プロポーザル手続き等に関する下記の書類等については、ひらた旭川荘ホームページ「お知らせ・イベント」内に掲載する。

資料 1	プロポーザル実施要領(本書)
資料 2	業務仕様書
様式 1	企画提案書
様式 2	参加意思表明書
様式 3	監理技術者(総括)の業務実績
様式 4	質問票

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付ける。

ア 受付期間 令和6年9月25日(水)午後5時まで

イ 提出方法 様式4「質問票」に簡潔に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

ウ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、全てのプロポーザル参加者へ電子メールにて送付する。

エ 回答期日 令和6年9月27日(金)を最終の回答期日とする。

(4) 参加届出書類の提出

プロポーザル参加者は、参加届出書等を次により提出すること。

ア 参加届出書類

様式 1	企画提案書
様式 2	参加意思表明書
様式 3	監理技術者(総括)の業務実績

イ 提出期限

令和6年9月30日(月)午後5時まで

ウ 提出先

3(1)に同じ

エ 提出方法

- (ア) 持参又は郵送により提出すること。
- (イ) 持参の場合は、午前9時から午後5時までの間に持参すること。
- (ウ) 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに提出すること。

オ その他

- (ア) 提出期限までに提出しない者は、プロポーザルに参加することができないものとする。
- (イ) 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、プロポーザルへの参加を取り消すとともに、当該プロポーザル参加者が行った企画提案を無効とする。

4 企画提案書等について

(1) 企画提案書等の作成

プロポーザル参加者は、次の事項を明確にした書類（以下「企画提案書等」という。）を作成すること。

なお、企画提案書等はA4の用紙を使用し、表紙（様式1）を含め概ね10枚以内とする。なお、文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

- ア 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト(<https://fukushi-kenchiku.jp>)に申請する場合の設計者としての基本的な考え方を簡潔に記載すること（具体的な建築設計計画の骨子の提案を求めるものではないことをご留意ください）。
- イ 現時点で想定される監理技術者（総括）予定者の業務実績（様式3）について記載すること。
- ウ 社会福祉施設及び地域づくり・まちづくり施設の設計・監理に係るこれまでの主な実績を記載すること（様式は自由）。

(2) 費用積算内訳書の作成

企画提案書等とは別に作成し、本業務の実施に要する費用の内訳を明らかにすること。

なおプロポーザル参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザル参加者は、企画提案書等を次により提出すること。

ア 提出部数

- (ア) 企画提案書等5部
- (イ) 費用積算内訳書5部

イ 提出期限

令和6年9月30日(月)午後5時まで

ウ 提出先

3(1)に同じ。

エ 提出方法

(ア) 持参又は郵送により提出すること。

(イ) 持参の場合は、午前9時から午後5時までの間に持参すること。

(ウ) 郵送の場合は、封筒の表に企画プロポーザル提案書等在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて期日までに提出すること。

オ その他

(ア) 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(ウ) 一度提出した企画プロポーザル提案書等は、これを書き換え、引き換え、撤回することができないものとする。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

プロポーザル参加者の企画提案の審査は、審査委員会において行う。

(2) 審査委員会の開催(予定)

ア 開催日 令和6年10月8日(火)(詳細は別途通知する。)

イ 開催場所 ひらた旭川荘内

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、提出された企画提案書等及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、監理技術者(総括)は必ず出席することとする。

(イ) プレゼンテーションの実施に当たっては、パワーポイント等の利用は許可する。プロジェクター及びスクリーン、ノートPCは当法人で用意するが、それ以外の備品が必要な場合は各自で用意すること。

(ウ) プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書等の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり20分以内で、その後、質疑応答(10分程度)を行う。

(オ) 審査委員会での選考は非公開とする。

(3) 委託候補者の決定

ア 審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者決定後、速やかにプロポーザル参加者に郵送により書面で

通知するとともにひらた旭川荘ホームページで公表する。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成

本業務の委託先業者を選定された業者は、当法人と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア プロポーザル参加者が当法人に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

(2) プロポーザル参加に要する経費

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) プロポーザルスケジュール(予定)

質問票（様式4）の提出期限	令和6年 9月25日（水）
質問に対する回答期限	令和6年 9月27日（金）
参加意思表明書（様式2）の提出期限	令和6年 9月30日（月）
企画提案書等（様式1、様式3）の提出期限	令和6年 9月30日（月）
企画審査会の開催	令和6年10月8日（火）
審査結果の通知	令和6年10月中旬（予定）
契約締結	令和6年10月下旬（予定）